

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- *「笑顔があって、楽しくて、勢いがあって、考える力のつく授業」をめざし、全ての子どもの自己効力感を育てる。あたたかい話し方・優しい聴き方の浸透を図る。
- *キーワード「三方よし」を児童の心づくりの基盤に置き、他者を思いやれる優しさと判断力を育む。
- *「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を教師も子どもも持つこと。
- *生命尊重・人間尊重・是々非々の指導及び自己効力感やレジリエンスを育てる指導をすること。
- *教師と子どもとの信頼関係を作る。そして教師は授業で人を育てる。
- *積極的な児童理解と子どもを育てる環境整備に努める。
- *教職員は、いじめや人権に関する研修等を充実したり、相談体制を充実したりする。

【未然防止】

- *日々の授業で子ども同士の相互理解の場を作る。
- *「いじめはいつでもどの子にも、どこでも起こり得る問題である」という認識を持つ。
- *「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む。
- *小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢を持つ。
- *いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む。
- *日頃から子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める。

-昨年度の取組の評価-

- ・人間づくりプログラムを活用し、児童同士の人間関係づくりのスキルを高めたり、教職員は研修を行い、人権感覚の向上に努めたりした。

【早期発見】

- *授業の中での子どもの表れ（いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめをしている子どもの側からも出ているという認識）から、心の変化を見取る。また、子どもたちの人間関係を、より詳しく把握するために、休み時間や放課後の過ごし方にも目を配る。
- *日記や本読みカードなどから子どもの心の変化を読み取る。
- *定期的に記名式アンケートを実施していじめの早期発見に努める。

-昨年度の取組の評価-

- ・いじめアンケートを活用し、少しでも気になることがあった子へは聞き取りや面談を行い、早期発見に努めた。またアンケートに頼らず、児童の日頃の様子を見取ることを大切にするように努めた。

【早期対応】

- *いじめの問題対策委員会を招集し、ケース会議を開催する。
- *多方面からの情報収集により、いじめの全体像を把握し、具体的な対応方針や指導計画等を決定する。
- *解決に向け、いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導、保護者への対応等に適切に取り組む。
- *継続的に経過観察を行うとともに、再発防止・未然防止に向けた指導体制を点検する。

-昨年度の取組の評価-

- ・深刻ないじめは認知しなかったが、少しでも気になる様子があった児童へは面談を行った。また加害者と思われる児童へは気持ちは受容するが、「いじめは許さない」という毅然とした態度で指導を行い、再発防止に努めた。

【PTAや地域との連携】

- *学校評価アンケートを活用し、よりよい指導に生かす。
- *日々の連絡帳などで保護者との情報交換に努める。
- *ふれあいタイム、いきいきサロン、学校支援ボランティア、PTC 活動（防災教育）、通学合宿（PTA）、防犯パトロールなどの活動を通して PTA や地域の人に中央小の子どもたちを見守ってもらう。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *ペア活動（1年と6年、2年と4年、3年と5年）を通して、人と人との人間関係について考え、深め合う。
- *いじめを題材とした道徳の資料を選び、いじめる側やいじめられる側、まわりでそれを見ている者の立場になって、考え話し合う。

【いじめ対策委員会】委員

校長・教頭の管理職を中心に、学年・学級担任、教務、生徒指導担当、養護教諭、教育相談担当、その他の分掌担当による校内の内部組織とPTA会長、スクールカウンセラーの外部組織を合わせて作る。

【職員研修・指導体制】
【取組等の点検】

- *いじめの実態把握をするため、年に2回「いじめアンケート」を実施する。その後、個別の面談を行い、早急に対応すべき事は、校内・学年で対応策を相談し、できるだけ組織で対応するようにする。
- *職員会議や打ち合わせ等の場で、いじめに関する課題を資料として取り上げたりしていじめへの対応や未然防止のために必要な事などについて研修を行い、より実践的な内容について研修を深める。

【関係機関との連携】

- ・教育委員会や子ども家庭課との緊密な連絡体制を作る。
- ・警察署と日頃から情報交換をする。
- ・場合によっては児童相談所に相談する。
- ・民生委員・主任児童委員と連携する。